

<p>提案基準1 4 「インターチェンジ周辺等における特定流通業務施設又は工場」</p> <p>提案基準2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」</p> <p>提案基準2 6 「地域振興産業の工場」</p> <p>提案基準2 9 「観光ゾーン等に位置づけられた区域内の宿泊施設」</p> <p>提案基準3 1 「工業地域等の周辺における工場建設」及び 提案基準3 2 「研究施設」における道路要件の運用</p>	<p>法3 4条1 4号</p> <p>令3 6条1項3号亦</p>
---	------------------------------------

◎ 立地基準編第2章第12節 [審査基準2] 提案基準1 4 (P76～P78)

提案基準2 5 (P96・P97)

提案基準2 6 (P98・P99)

提案基準2 9 (P103・P104)

提案基準3 1 (P107・P108)

提案基準3 2 (P109・P110)

1 提案基準1 4、2 5、2 6、2 9、3 1、3 2における道路要件について

「○○施設の立地により生じる車両の通行等に支障のない幅員（原則として6m以上の幅員）の道路に接し、かつ、当該道路が申請地から幹線道路に至るまでの区間において確保されていること」の運用については、次のいずれかに該当する場合は、6m未満の幅員の道路であっても適用することができるとしている。ただし、流通業務施設の場合は大型車両が頻繁に入出する想定されると鑑み、当該運用は適用しないこととする。また、「開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）」の道路に関する技術基準にも適合させる必要があるので留意すること。

- (1) 敷地面積（開発面積）が1000m²未満のもので、4m以上の道路幅員を有し、かつ、主な通行車両が普通自動車（※）であると認められるもの
- (2) 敷地面積（開発面積）が1000m²以上のもので、次のいずれかに該当し、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの
 - ア 幹線道路に至るまでの区間のうち、4m以上6m未満の道路幅員を有する区間の合計が概ね300m以下であり、かつ、それ以外の箇所において6m以上の道路幅員を有するもの
 - イ 幹線道路に至るまでの区間のうち、概ね8割以上が6m以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において4m以上の道路幅員を有するもの
 - ウ 幹線道路に至るまでの区間のうち、過半が6m以上の道路幅員を有し、かつ、それ以外の箇所において5m以上の道路幅員を有するもの
 - エ その他、上記と同等と認められるもの
- (3) 地域振興産業のうち、地域において歴史と伝統に培われてきた伝統型産業又は地域特有産業であって、当該伝統型産業又は地域特有産業の操業形態から当該計画地周辺の道路状況で支障ない旨の市町村長の意見書があり、かつ、主な通行車両が普通自動車であると認められるもの（最小道路幅員が4m以上であるものに限る）

※ 普通自動車とは、車両総重量が8t未満、最大積載量が5t未満、乗車定員が10人以下のものをいう。（道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車）